

令和4年度
追浜駅交通結節点まちづくり計画作成業務
プロポーザル実施要領

令和4年10月

追浜駅交通結節点整備の実現に向けた
周辺まちづくり検討実行委員会

目 次

1 目的	1
2 業務の概要	1
(1) 業務名	
(2) 委託業務の内容	
(3) 契約期間	
(4) 委託料の上限額	
(5) 事務局	
3 参加要件	1
4 スケジュール	2
5 参加申込書等の提出	2
6 参加の資格要件審査及び結果通知.....	3
7 質問及び回答	3
8 参加辞退	3
9 企画提案書の作成要領等	3
10 プレゼンテーション実施要項	4
11 1次選考（企画提案の審査）について.....	4
12 2次選考（競争見積合わせ）について.....	5
13 選考結果公表	6
14 業務委託の契約手続き	6
15 その他留意事項	6

1 目的

本業務は、追浜駅交通結節点整備の実現に向けて、地元の意向調査を実施するとともに、駅前広場の立体的利用範囲や事業手法、事業性の検討を行う。また、地域と連携した持続可能なまちづくり運営手法の検討を行うものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和4年度追浜駅交通結節点まちづくり計画作成業務

(2) 委託業務の内容

別添「令和4年度追浜駅交通結節点まちづくり計画作成業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

※令和4年度追浜駅交通結節点まちづくり計画作成業務は、令和6年2月末（予定）までに行うものであるが、本業務は令和4年度履行期日までを履行期間としている。令和5年度の委託契約については、令和4年度の業務の履行が適正に行われたか確認したうえで決定する。

(4) 委託料の上限額

令和4年度 11,660,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和5年度 13,156,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 事務局

本プロポーザルに係る事務局は、以下のとおりとする。

事務局：横須賀市 経営企画部 まちづくり政策課

住 所：〒238-8550 横須賀市小川町11番地

電 話：046-822-8134（直通）

（対応時間は土日祝日を除く8:30～17:00まで）

F A X：046-822-9285

E-mail：ur-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

担 当：平、木村、和田

3 参加要件

本プロポーザルに参加する事業者は、以下に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 横須賀市の競争入札参加有資格者名簿で「業種：建設・補償コンサルタント、営業種目：都市計画及び地方計画」に登録があること。
- (2) 平成13年4月1日以降に、国または地方公共団体が発注した「高度利用化に伴う駅前広場計画検討業務」の契約を元請けとして締結し完了した実績があること。
- (3) 本業務の担当者の中に、技術士（建設部門：都市及び地方計画）またはRCCM（都市及び地方計画）の資格を有する者を配置させること。
- (4) 国際標準化機構の規格である品質マネジメントシステム（ISO9001）の認証があること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマーク（JISQ15001）の認証、またはISO27001（ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を受けていること。

4 スケジュール

事業者選定の基本的な流れは、以下のとおりとする。

内容 (方法)	期間・期日	提出物
①公告・実施要領、仕様書等の提示 (まちづくり政策課ホームページ)	10月21日(金)	
②質問受付期間 (電子メール)	10月21日(金)～ 11月8日(火)	様式3
③質問に対する回答(個別回答) (電子メール)	10月21日(金)～ 11月9日(水)	
④全ての質問・回答内容の公表 (まちづくり政策課ホームページ)	11月9日(水)	
⑤参加申込書の提出期限 (電子メール)	11月11日(金)	様式1、2
⑥参加資格審査結果通知 (電子メール)	11月15日(火)	
⑦企画提案書の提出期限 (電子メール)	12月2日(金)	様式4
⑧【1次選考】プレゼンテーションの実施	12月6日(火) ・7日(水)	
⑨1次選考結果通知 (電子メール)	12月13日(火)	
⑩見積書の提出期限 (持参)	12月16日(金) 10:00	様式6
⑪【2次選考】競争見積合わせの実施	12月16日(金) 11:00	
⑫2次選考結果通知 (電子メール)	12月16日(金)	
⑬選考結果の公表 (まちづくり政策課ホームページ)	12月16日(金)	
⑭委託契約締結	契約候補者決定通知後速やかに契約する。	

5 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書(様式1)

イ 業務実績書(様式2)

ウ 「3 参加資格(2)」に記載の業務実績の契約書の写し及び業務内容がわかるものを添付すること。

エ 「3 参加資格(3)(4)(5)」を証明するものを添付すること。

(2) 提出期限

令和4年11月11日(金)17:00まで

(3) 提出方法

「2 業務の概要(5)事務局」あてに、上記(1)の提出書類を電子メールで提出すること。

(4) 留意事項

- ・参加申込書の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

6 参加の資格要件審査及び結果通知

参加申込書を提出した者には、求められる参加資格要件を満たしているか否かを確認し、参加申込書（様式1）に記載されたメールアドレスあてに審査結果等を電子メールで回答する。（令和4年11月15日（火））

7 質問及び回答

(1) 質問方法

本プロポーザルに関する質問については、質問書（様式3）を電子メールに添付し、「2 業務の概要（5）事務局」あてに送信したうえで、着信確認の電話連絡を実施すること。

(2) 受付期間

令和4年10月21日（金）10：00から令和4年11月8日（火）17：00まで

(3) 回答期間

令和4年10月21日（金）10：00から令和4年11月9日（水）

(4) 回答方法及び公表

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式3）に記載されたメールアドレスあてに電子メールを受信した日から原則として3営業日以内に回答する。また、すべての質問内容及び回答の公開は以下のとおりホームページへ掲載する。ただし、事業者が特定できるような内容については非公開とする場合がある。

質問内容及び回答掲載日：令和4年11月9日（水）17：00～

横須賀市まちづくり政策課ホームページ

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0850/ur.html>

(5) その他

- ・指定の様式によらない質問書や受付期間を過ぎた質問書は受け付けない。
- ・質問書の内容について不明な点等がある場合には、質問者に対して事務局から電話等で確認を行うことがある。
- ・質問の内容や量によっては、回答に時間を要する場合がある。

8 参加辞退

本プロポーザルの参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに参加辞退届（様式5）を電子メールで送付すること。

9 企画提案書の作成要領等

(1) 応募提案数

1事業者（会社）につき、1提案とする。

(2) 企画提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 「令和4年度追浜駅交通結節点まちづくり計画作成業務プロポーザル審査基準等」の内容を網羅した提案書を作成すること。

イ A4版・縦型・横書きで作成し、文字サイズは10ポイント以上とすること。各題目2枚までとする。（様式4）

ウ 提案内容を補足する参考資料の添付も可とするが、過大な量とならないよう注意

すること。

エ 提出媒体はPDFとする。

(3) 提出方法

「2 業務の概要（5）事務局」あてに、電子メールで提出すること。

(4) 提出期限

令和4年12月2日（金）17:00まで

(5) 次の各号の一つに該当する場合、提案書は無効とする。

- ・企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ・企画提案書の作成様式及び提案依頼事項に適合しないもの。
- ・企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。

(6) 留意事項

電子メールは1通につき10メガを超えないようにすること。10メガを超える場合は分割で送付し、件名等で複数メールでの送信が分かるよう表記すること。

10 プレゼンテーション実施要項

提出された企画提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めるためにプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日時

令和4年12月6日（火）、12月7日（水）

(2) 実施場所

神奈川県横須賀市小川町11番地 横須賀市役所

（詳細な日時、場所については、参加申込書に記載されたメールアドレスあてに電子メールで事前通知する。）

(3) 実施時間

1事業者につき30分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）を予定

(4) 出席者

1事業者につき、3名以内

(5) プレゼンテーションの実施方法

- ・プレゼンテーションは非公開で実施する。
- ・事業者は選考委員に対して企画提案書の内容について解説する。なお、企画提案項目のすべてについて解説する必要はないため、実施時間を考慮して行うこと。
- ・選考委員は事業者の提案について質疑を行い、事業者は選考委員からの質疑に対して回答すること。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答は、本業務の管理技術者もしくは主となり検討を進める担当技術者が行うこと。

11 1次選考（企画提案の審査）について

(1) 選考方法

選考委員会による審査を行う。提案書及びプレゼンテーションの内容を総合して審査、採点し、評価点数が高い提案をした事業者を一定の基準に基づき優秀提案者として選定する。

(2) 審査基準

「令和4年度追浜駅交通結節点まちづくり計画作成業務プロポーザル審査基準等」に

記載のとおりとする。

(3) 得点の算出方法

選考委員全員の得点を平均した整数（小数点第1位を四捨五入）を、選考委員会による評価得点とする。

(4) 2次選考対象事業者の決定方法

上記(3)の得点が60点以上で最も高い事業者、および最高点の近傍5%以内（選考委員会の評価得点が60点以上のものに限る）の事業者（1次選考通過者）を見積合わせの2次選考対象事業者とする。ただし、1次選考の結果、選考委員会での得点が60点以上の事業者がいなかった場合は、本プロポーザルは不調とする。

(5) 結果通知

各事業者には、参加申込書に記載されたメールアドレスあてに電子メールで審査結果を通知する。（令和4年12月13日（火））

<通知内容>

1次選考を通過した事業者：1次選考通過の旨の通知、見積書の提出依頼、
見積合わせの会場案内

その他の事業者：選定外となった旨の通知

12 2次選考（競争見積合わせ）について

(1) 見積書の提出

1次選考通過者は、令和4年度の見積額を記載した見積書（様式6）を提出すること。見積書に押印する代表者印により封かん（封筒には必ず会社名、件名を記載）し、令和4年12月16日（金）10:00までに事務局まで持参すること（郵送は不可）。

(2) 見積合わせ日時等

1次選考通過者から提出された見積書について、競争見積合わせを実施し、最も低い金額を提示した事業者を本業務の契約候補者として選定する。

同額の見積書を提出した事業者が2社以上ある場合は、1次選考の評価点が最も高い事業者に、また、評価点も同点であった場合はくじ引きによって契約候補者を決定する。

ア 日時

令和4年12月16日（金）11:00

イ 場所

1次選考の結果通知時に通知する。

ウ 立ち会い

1次選考通過者であれば任意で立ち会うことができる。立ち会いを希望する場合は開始時間5分前までに会場に来訪すること。

(3) 契約候補者決定通知

2次選考結果は、令和4年12月16日（金）に参加申込書に記載されたメールアドレスあてに電子メールで通知します。

<通知内容>

契約候補者：選定の旨の通知および打ち合わせ等の連絡

その他の事業者：選定外となった旨の通知

(4) 留意事項

- ・見積内容に不足があった場合は、事業者側の負担により提案内容を実現すること。
- ・選定経緯及び選定結果に関する異議申し立てはできないこととする。

13 選考結果公表

本プロポーザルの選考結果は令和4年12月16日（金）17：00より、まちづくり政策課ホームページにて公表する。

- (1) 契約候補者の会社名等を公表。
- (2) 各事業者の評価点、見積額についてもホームページにて公表。
この際、契約候補者以外はA社、B社のように匿名表記とする。

14 業務委託の契約手続き

(1) 令和4年度契約

選考された契約候補者は、契約候補者決定通知到達から速やかに令和4年度の業務委託契約を締結するものとする。契約の内容については、仕様書のほか提案内容等を仕様書に記載し契約候補者と協議を行ったうえで決定する。契約手続きについては、契約候補者に対して、別途通知する。

(2) 令和5年度契約

令和5年度の委託契約については、令和4年度の業務の履行が適切に行われたか確認したうえで決定する。令和5年度の随意契約を行う場合は、令和4年度の落札率をもって令和5年度予定額を乗じた価格とする。

15 その他留意事項

(1) 失格事由

本プロポーザルに参加する事業者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。契約候補者については決定通知を取り消しとする。

- ア 参加資格要件を満たさない場合（契約締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合を含む）。
- イ 参加申し込みをしたにも関わらず、期限内に提出書類を提出しなかった場合。
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- エ 本プロポーザルの実施にあたり、不正もしくは妨害行為を行った場合。
- オ プレゼンテーション審査において、災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時間に遅れた場合。
- カ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- キ 選定委員会において不相当と認められた場合。
- ク 見積書（様式6）において、令和4年度の予定額を超える見積額を提示した場合。
- ケ その他、実施要領に違反した場合。

(2) 提出書類の取り扱い

- ア 提出書類の内容に含まれる著作権は、原則として、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は理由のいかんを問わず、返却しないものとする。資料保存期間満了後、事務局が責任をもってすべて廃棄する。また、本プロポーザル以外には使用しない。
- ウ 提出期限以降における書類の差し替え及び修正、再提出は認めない。
- エ 提出書類は、原則として公開しないが、横須賀市の情報公開条例に基づき、公開する場合がある。その場合、第三者保護に関する手続きを行った上で諾否を決定する。
- オ 提出書類は、本プロポーザルの実施にあたり、必要な範囲において複製を作成する場合がある。

(3) 費用の負担

本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(4) プロポーザルの延期・中止

やむを得ない理由等により、本市が本プロポーザルを実施できないと判断した場合、本プロポーザルを延期又は中止することがある。

(5) 新型コロナ感染拡大によるプロポーザルの運用について

プロポーザル実施期間中に対面での実施ができないと判断した場合、本プロポーザルはリモートで実施する。

(6) その他

本要領に記載のない事項については、横須賀市契約規則及び横須賀市入札心得に準ずる。